

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和8年4月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和8年3月25日（水曜日）	回答日	令和8年4月14日（火曜日）	
標 題	要望等記録制度で扱って下さい			
要望等の概要	福祉局職員が、職務専念義務違反をして勤務時間中に私用電話をしていた。			
対応方針の概要	一般的に、日常生活に必要な短時間の行為や体調不良時の対応を含めて、これらは職務専念義務違反とはならない旨を要望者に文書にて回答しました。			
担当部署	福祉局 総務部 総務課	電話	06-6208-9926	